

○社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第七条の二第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準

(平成二十三年十月二十一日)
(厚生労働省告示第四百十四号)

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年／文部科学省／厚生労働省／令第二号)第七条の二第一号ホの規定に基づき、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第七条の二第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第七条の二第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(以下「養成施設規則」という。)第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「学校規則」という。)第七条の二第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。

- 一 養成施設規則第七条の二第一号ホ及び学校規則第七条の二第一号ホに規定する講習会(以下「実務者研修教員講習会」という。)を行う者は、法人その他の団体であること。
- 二 実務者研修教員講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 三 実務者研修教員講習会を行う者は、当該実務者研修教員講習会の課程を修了した者に対し、別記様式による実務者研修教員講習会修了証を交付すること。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省告示第二号)

(適用期日)

第一条 この告示は、告示の日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正前のそれぞれの告示で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後のそれぞれの告示で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

科目	時間数
介護教育方法	三十
介護過程の展開方法	一五
実務者研修の目的・評価方法	五
合計	五〇

別記様式(令元厚労告2・全改)

実務者研修教員講習会修了証

フリガナ		生年月日	
氏名			
住所			

上記の者は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第7条の2第1号ホ又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年^{文部科学省}厚生労働省令第2号）第7条の2第1号ホに規定する講習会の課程について、次のとおり修了したことを証明する。

科目名	時間数
合計	

令和 年 月 日

所在地

法人・機関名

法人・機関代表者名

